

[事案 26-13] 契約継続請求

・平成 26 年 10 月 23 日 和解成立

<事案の概要>

告知書作成時、募集人の告知妨害または不告知教唆があったことを理由に、契約取消しの無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 7 月に契約した医療保険について、平成 26 年 2 月に子宮筋腫の不告知を理由に契約取消しの通知を受けたが、以下のとおり、募集人から告知妨害または不告知教唆があったので、契約取消しを無効として、契約を継続してほしい。

- (1)告知書作成の際、病院を受診しており子宮筋腫があること、細胞診検査を受けて結果を待っていること、を伝えたが、募集人から「子宮筋腫はよくあることだし要治療でなく経過観察なので告知しなくてよい」「検査中ではあるが告知しなくてよい」と言われた。
- (2)平成 25 年 10 月ごろ、配偶者の問い合わせに対し、募集人は「子宮筋腫があるとは聞いていないが、保険会社には追加告知しなくてよい」と言った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知時、募集人は子宮筋腫のことや検査を受けたことは聞いておらず、平成 25 年 10 月ごろの配偶者からの問い合わせを受けて初めて認識した。
- (2)本件は、不告知教唆の有無が明確に判断できないことも考慮し、告知日時点で細胞診検査の検査中であれば引受保留となっていたはずであることから、告知義務違反による契約解除とせず、契約時に遡っての契約取消しとして、既払込保険料を返金している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 以下のとおり、申立人には告知義務違反があったと認められる。
 - (1)申立人は告知書の最近 3 ヶ月以内の医師による診察・検査等の有無を問う項目の詳細記入欄において、子宮筋腫の診断を受けたこと、細胞診検査を受けたことが記入されていない。
 - (2)申立人は告知書の過去 5 年以内の別表記載の病気（子宮筋腫を含む）での医師による診察・検査等の有無を問う項目において、「いいえ」と回答している。
2. 以下のとおり、子宮筋腫および細胞診検査について、募集人が告知妨害または不告知教唆に該当し得る程度の指示または誘導をしたとまでは認められない。
 - (1)申立人の事情聴取によると、告知書作成時、募集人に子宮筋腫について告げたが、募集人から告知書に書かなくて良いと言われた旨述べているが、細胞診検査については、明確な記憶がないと供述している。
 - (2)一方、募集人の事情聴取によると、募集人は、申立人が妊娠していたことは知っていたが、子宮筋腫の診断を受けたことおよび細胞診検査を受けたことについては聞いていないと

供述している。

(3)他に募集人の告知妨害または不告知教唆を窺わせる客観的な証拠も提出されていない。

3. 当審査会の判断は以上のとおりであるが、以下の事情により、本件は和解により解決を図ることが相当である。

(1)契約申込みの際、募集人は、本契約の内容を申立人（契約者）でなく配偶者に説明しているのみで、申立人自身にはほとんど説明しておらず、「重要事項説明書」「ご契約のしおり」は、受領印を得ておきながら、申込時にこれら書類を申立人に交付していない。

(2)募集人は、契約申込手続後、告知書の控えや特別条件承諾書の控え等の書類を交付しておらず、申立人から交付を要求されてからもその対応が遅れていた。

(3)募集人は、遅くとも平成25年10月には申立人が子宮筋腫であったこと等を知ったにもかかわらず、保険会社に報告しなかったため、申立人が平成26年1月に追加告知書を作成するまで告知義務違反の問題が顕出されず、紛争を長期化させた。